

鳥取市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市SDGs未来都市推進事業支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市SDGs未来都市計画（令和3年8月2日策定）に基づき、ステークホルダーである市民、企業、団体等が当該計画に沿って行う取組を総合的に支援することにより、本市におけるSDGsの推進に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における、SDGsとは、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）であり、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標のことをいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 鳥取市SDGs未来都市計画の取組に共感・賛同する個人、企業及び団体であること。
- (2) 鳥取市内に事業所（個人の場合にあっては、住所）又は補助対象事業を実施する場所を有すること。
- (3) 次に掲げる市税のうち鳥取市に係るものを滞納していないものであること。

- ア 市税
- イ 国民健康保険料
- ウ 後期高齢者医療保険料
- エ 介護保険料
- オ 保育所保育料
- カ 下水道使用料
- キ 下水道受益者負担金

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業であり、かつ別表第2欄に掲げる要件を満たす事業とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3欄に掲げる経費（ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）とする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第5欄に定める額を限度額とする。

(交付申請)

第8条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は様式第1号とし、同条第4号に掲げる書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 申請者の概要が把握できる資料（会社概要、企業パンフレット等）（個人の場合は不要。）
- (2) 事業計画の概要が把握できる資料（図面、見積書、契約書、パンフレット等）
- (3) 市税等納付状況確認同意書（様式第2号）

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の目的に影響を及ぼすと認められる変更

(概算払)

第11条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、概算払により交付することができる。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は令和9年2月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあつては、令和9年3月10日までに行うものとする。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

(申請方法)

第13条 第8条及び前条の規定による申請及び報告は、鳥取市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成29年鳥取市条例第1号）に基づき、電子情報処理組織を用いて行うことができる。この場合において、電子情報処理組織を用いた申請は、とっとり電子申請サービスによるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月22日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条、第7条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業要件	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
<p>（1）地域資源を活用した地域活性化に資する事業</p> <p>本市の地域資源を活用した、地域活性化に資する事業の実施に係る経費の一部を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域活性化に繋がる取組であること。 ・本市が行う情報発信について、全面的に協力すること。 ・SDGs 未来都市のステークホルダーに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接必要な経費 <p>（機器設備購入費、賃借費、通信費、研究費、調査費、旅費、広報費など）</p>	<p>1 / 2</p>	<p>1, 0 0 0 千円</p>